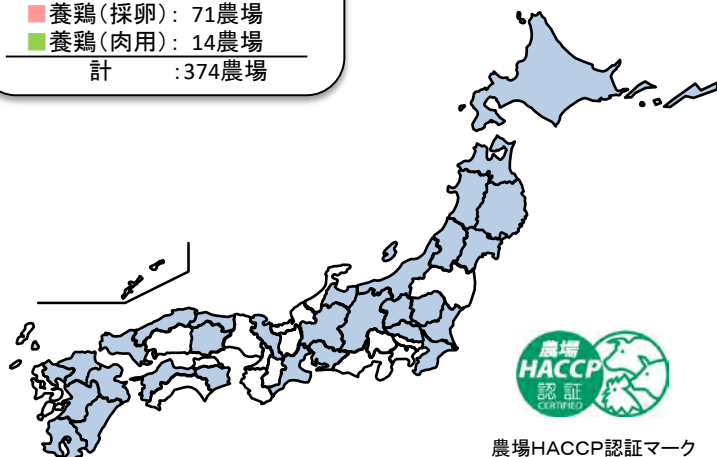


農場HACCP認証農場(3/5)(養鶏(採卵)、養鶏(肉用))

令和2年9月14日現在

○乳用牛：39農場
●肉用牛：85農場
●乳用牛・肉用牛：3農場
◆養豚：162農場
■養鶏(採卵)：71農場
■養鶏(肉用)：14農場
計：374農場

◎JGAP家畜・畜産物認証経営体：86農場
★農場HACCP認証マーク製品貼付許可：28農場



< ■養鶏(肉用)：14農場 >

岩手県	株式会社オヤマ名木沢農場 株式会社オヤマ名木沢第二農場
山形県	株式会社アイオイ鶴ヶ平ファーム(★) 株式会社アイオイ 観音寺ファーム・ミノ平ファーム(★)
群馬県	群馬農協チキンフーズ株式会社北橋農場
千葉県	丸トボートリー食品株式会社椎名農場
愛知県	丸トボートリー食品株式会社東上農場 株式会社イシイフーズ協町農場
徳島県	オンダン農業協同組合ひまわり農場 貞光食糧工業株式会社大久保農場
福岡県	農事組合法人福栄組合金剛農場
佐賀県	株式会社中島鶏園太良農場
宮崎県	株式会社熊田原工務店こっこ家くまちゃん 株式会社久都みやざき久米田農場

< ■養鶏(採卵)：71農場 >

新潟県	鎌田養鶏株式会社
富山県	有限会社床鍋養鶏五郎丸農場 有限会社床鍋養鶏南砺農場
長野県	農事組合法人会田共同養鶏組合本場(★)(◎)
岐阜県	株式会社ダイシンエッグ中津川農場 株式会社クレスト瑞浪農場
愛知県	有限会社富田養鶏七根農場 有限会社知多エッグ(★) 有限会社アツミファーム新城農場 株式会社クレストジャパンホールディングス大草農場 株式会社半田ファーム半田農場
三重県	有限会社伊勢農場 有限会社せせらぎ(★) 地主共和商会第一農場
京都府	有限会社グリーンファームソーゴ(◎)(★)
鳥取県	有限会社小川養鶏場
島根県	木次ファーム
岡山県	株式会社めぐみ
山口県	有限会社よしわエッグファーム
愛媛県	JAえひめフレッシュフーズ株式会社菅沢育成場 愛媛飼料産業株式会社菊間ファーム
福岡県	有限会社福岡ファーム(★) 株式会社平野養鶏場福島本場 青柳養鶏場 株式会社野上養鶏場(★)
熊本県	株式会社コッコファーム 株式会社ノーサン・エミー上ノ原農場
大分県	有限会社大分ファーム鹿鳴越高原農場 JAうすきたまごファーム株式会社臼杵農場
宮崎県	新富エッグシステム株式会社18農場(◎) 株式会社アクレス柳ノ上成鶏農場 有限会社松原養鶏場仁田尾成鶏農場
鹿児島県	南九州エッグシステム株式会社駄ヶ山農場(◎) 南九州エッグシステム株式会社末吉農場(◎)

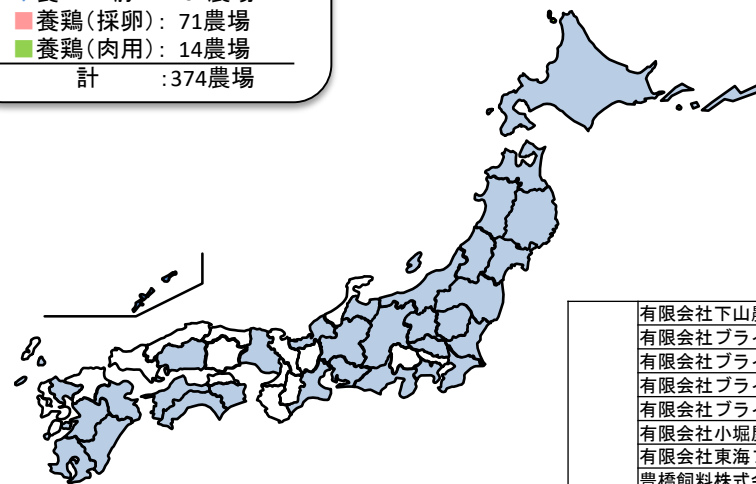
北海道	株式会社ホクリヨウ札幌農場(◎) 株式会社ホクリヨウ北見農場 株式会社ホクリヨウ十勝農場 株式会社ホクリヨウ登別農場 株式会社ホクリヨウ千歳農場(◎) 有限会社北海道種鶏農場白老農場 有限会社北海道種鶏農場社台農場 株式会社グランファーム竹浦農場 有限会社ノースチック白老育成場 北海スターチック株式会社白老農場
青森県	カワケンボートリー 東北養鶏株式会社
岩手県	株式会社アーク牧場事業部農牧部 株式会社第一ボートリーファーム盛岡農場(◎) 株式会社第一ボートリーファームはまなす農場(◎)
宮城県	イセファーム東北株式会社色麻農場(◎)
秋田県	株式会社中条たまご秋田農場(◎)(★) 有限会社藤原養鶏場
山形県	株式会社山田鶏卵 山田ガーデンファーム
茨城県	有限会社つくばファーム(◎) 有限会社ナリタファーム 株式会社エッグドリーム八千代農場 千葉丸ト販売株式会社水戸北部農園 有限会社都路ファーム馬立農場
栃木県	有限会社磯ヶ谷養鶏園 大田原農場
群馬県	ユキヒラ・エッグ(◎) 有限会社丸一養鶏場(◎) 株式会社愛鶏園櫛挽農場 株式会社愛鶏園針ヶ谷農場 株式会社愛鶏園深谷農場 株式会社愛鶏園岡部農場
千葉県	株式会社パートナーズ木更津農場(◎) 奈良養鶏園 株式会社秀鶏園豊里農場 株式会社横浜ファーム君津農場 株式会社秀鶏園森戸農場 千葉エッグファーム有限会社

農場HACCP認証農場(4/5)(養豚)

令和2年9月14日現在

○乳用牛：39農場
●肉用牛：85農場
●乳用牛・肉用牛：3農場
◆養豚：162農場
■養鶏(採卵)：71農場
■養鶏(肉用)：14農場
計：374農場

◎JGAP家畜・畜産物認証経営体：86農場
★農場HACCP認証マーク製品貼付許可：28農場



農場HACCP認証マーク

<◆養豚:162農場>

北海道	有限会社ビクトリーポーク長沢農場
	有限会社ビクトリーポーク樽前農場
	有限会社西原ファーム
	有限会社道南アグロ森農場(◎)(★)
	有限会社富樫オークファーム
	株式会社ドリームポーク(◎)
	辻野ポーク有限会社(◎)
	株式会社ほべつすわいん
	トントス浜中株式会社(◎)
	有限会社浅野農場(◎)
青森県	有限会社中多寄農場 白山農場
	有限会社高橋畜産(◎)
	おおやファーム株式会社(◎)
	農事組合法人十勝ホッグファーム
	株式会社三沢農場三沢肥育農場
岩手県	株式会社やまはた柏木農場
	株式会社木村牧場(◎)
	飯田養豚場
	株式会社やまはた館沢農場
	みなみよーとん株式会社
	(フリーデングループ)(◎)
	株式会社フリーデン大東農場(◎)
	株式会社アーク花泉農場(◎)
	株式会社アーク藤沢農場(◎)
	株式会社三沢農場 久慈繁殖農場
宮城県	全農畜産サービス株式会社東日本原種豚場
	株式会社いわて清流ファーム
	株式会社サイボク東北牧場(◎)
	株式会社シムコ岩出山事業所
	株式会社AGRI PRIME
秋田県	株式会社栗原農場高清水農場
	株式会社栗原農場片馬合農場
	有限会社森吉牧場(フリーデングループ)(◎)
	ファームランド(◎)
	十和田湖高原ファーム(◎)
山形県	ポークランド(◎)
	バイオランド(◎)
福島県	株式会社シムコ大館GGPセンター
	株式会社大商金山牧場米の娘ファーム(◎)
茨城県	株式会社木野内ファーム(◎)
	株式会社フリーデン都路牧場
	有限会社山西牧場
	有限会社中村畜産(◎)
	有限会社山野商事(★)
栃木県	株式会社広沢ファーム
	有限会社アライファーム 久慈農場
	武熊農場
	農事組合法人今市ファーム
	株式会社石崎ティーアイファーム

千葉県	有限会社下山農場
	有限会社ブライトビック千葉・黒潮農場(◎)
	有限会社ブライトビック千葉飯岡農場
	有限会社ブライトビック第一農場
	有限会社ブライトビック第二農場
	有限会社小堀屋畜産本農場(◎)
	有限会社東海ファーム第1・2肥育農場
	豊橋飼料株式会社種豚センター
	有限会社小堀屋畜産第二農場(◎)
	有限会社小堀屋畜産銚子農場(◎)
	有限会社比留川畜産
	有限会社伊藤養豚鎌数肥育農場
	有限会社ATSUTA野手農場
	農事組合法人千葉アグリ(◎)
	宝理養豚肥育農場
	株式会社シムコ館山事業所
	高森養豚
	株式会社スタービッグファーム東今泉肥育農場
	千葉県畜産総合研究センター養豚エリア
	木内養豚
	小長谷養豚
	愛東ファーム株式会社東庄肥育農場
	飯田養豚
	高橋養豚肥育農場
	有限会社ビギージョイ第3農場
	有限会社ブライトビック千葉銚子農場
	鈴木養豚
	株式会社ユウアイ肥育農場
	有限会社ブライトビック千葉GP農場
	株式会社ジェリービーンズ山田農場
	有限会社アリタホリックサイエンス・在田農場
	有限会社片岡畜産
	有限会社ジェリービーンズ野栄農場
	有限会社ジェリービーンズ山田農場
	有限会社ブライトビック東庄農場
	有限会社ブライトビック千葉森戸農場

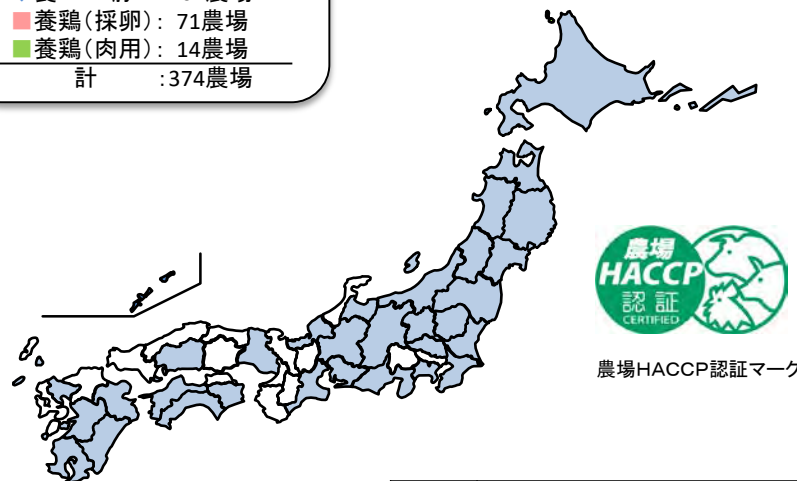
群馬県	株式会社大平牧場(フリーデングループ)(◎)
	株式会社フリーデン梨木農場(◎)
	株式会社フリーデンタカナラ農場(◎)
	下仁田ミート株式会社安中牧場
	利根沼田ドリームファーム株式会社(◎)
	群馬県立勢多農林高等学校(◎)
	有限会社ほそや
	株式会社 林牧場 新里農場
	株式会社 林牧場 新里農場
	株式会社 林牧場 富士見農場
埼玉県	有限会社加須畜産明和農場
	有限会社 松村牧場
	株式会社埼玉種畜牧場鳩山牧場
神奈川県	有限会社加須畜産肥育農場
	農事組合法人打戻種豚組合(◎)
	有限会社 門倉種豚場
	有限会社 門倉種豚場
	有限会社 臼井農産

農場HACCP認証農場(5/5)(養豚)

令和2年9月14日現在

○乳用牛：39農場
●肉用牛：85農場
●乳用牛・肉用牛：3農場
◆養豚：162農場
■養鶏(採卵)：71農場
■養鶏(肉用)：14農場
計：374農場

◎JGAP家畜・畜産物認証経営体：86農場
★農場HACCP認証マーク製品貼付許可：28農場



農場HACCP認証マーク

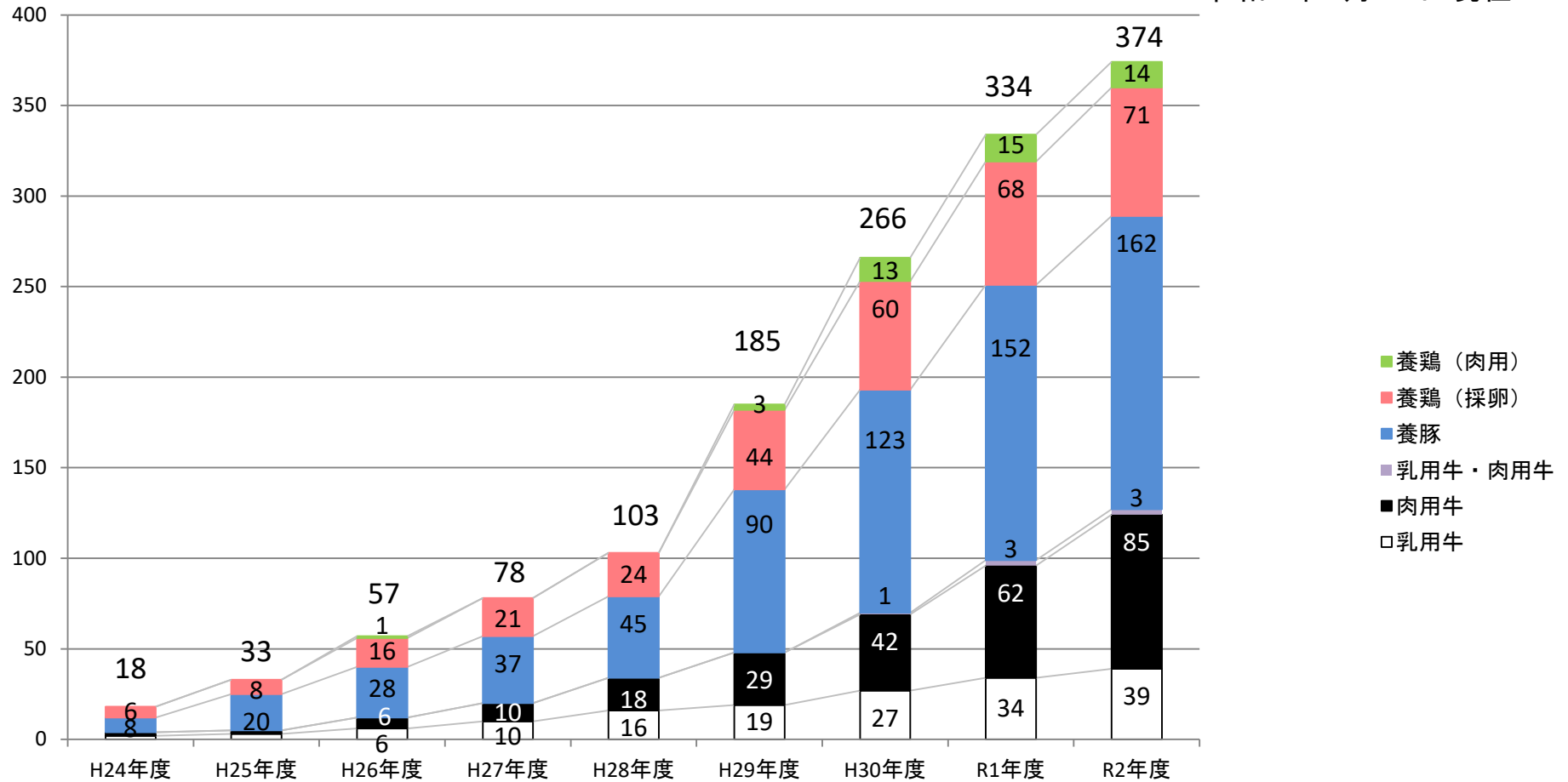
鹿児島県	南日本畜産株式会社繁殖センター
	南日本畜産株式会社肥育センター
	有限会社環境ファーム(◎)
	南州農場株式会社佐多本場(◎)
	農事組合法人霧島高原純粋黒豚牧場
	南州農場株式会社根占農場(◎)
	株式会社シムコ鶴田事業所
	株式会社シムコ阿久根事業所
	南州農場株式会社AIセンター(◎)
	有限会社仮屋ファーム(◎)
	有限会社環境ファーム黒豚肥育農場匠の郷(◎)
	有限会社大成畜産中村農場
	株式会社鹿児島農場本場
	株式会社鹿児島農場細山田農場
	株式会社鹿児島農場月野事務所第1号・5号農場
	株式会社鹿児島農場月野事務所第4号農場
沖縄県	株式会社沖縄県食肉センター生産部数久田農場
	株式会社農業生産法人くにかみ畜産繁殖農場
	株式会社農業生産法人くにかみ畜産肥育第1農場
	株式会社農業生産法人くにかみ畜産肥育第2農場
	株式会社沖縄県食肉センターあぐもとぶ第一農場(★)
	株式会社沖縄県食肉センターあぐもとぶ第二農場(★)
	株式会社沖縄県食肉センターあぐ〜平良農場
	株式会社沖縄県食肉センターあぐ〜大宜味農場
	農業生産法人株式会社福まる農場新垣豚舎

静岡県	株式会社マルス農場
新潟県	川作ファーム株式会社本場
富山県	株式会社シムコ八尾G Pセンター
福井県	有限会社睦美ファーム
長野県	有限会社中村ファーム
	株式会社あずみ野エコファーム
岐阜県	有限会社ロッセ農場
愛知県	有限会社石川養豚場(◎)(★)
	有限会社一志ビックファーム
三重県	有限会社クボタビッグファーム(◎)(★)
	有限会社佐藤ビックファーム
兵庫県	有限会社高尾牧場
広島県	ファロースム株式会社 西城農場
	ファロースム株式会社 西城農場
徳島県	有限会社石井養豚センター市場農場
愛媛県	株式会社多田ファーム
高知県	農事組合法人平野協同畜産
佐賀県	有限会社永淵ファームリンク黒金農場
	有限会社永淵ファームリンク風配農場
熊本県	熊本興畜株式会社本社農場
	有限会社高森農場
	株式会社佐々牧場第1農場
	株式会社佐々牧場第2農場
	有限会社コーシン阿蘇大津ファーム
	有限会社富田ファーム
	有限会社ファームヨシダ
	有限会社サイキ さいき農場
大分県	有限会社福田農園
	有限会社九重ファーム
	有限会社中川スワインファーム肥育農場
宮崎県	有限会社香川畜産第一農場(★)
	有限会社香川畜産第二農場
	有限会社第一飼料西都農場
	株式会社ナンチクファーム守山細田農場
	有限会社ビッグセンター宝尺
	有限会社協同ファーム

HACCP認証取得農場数の推移

(認証農場数)

令和2年9月14日現在



動物衛生に関する国際連携

- ・高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)、口蹄疫(FMD)等の越境性動物疾病(TADs)や薬剤耐性(AMR)対策は、国際的な協力関係が不可欠であるという共通認識のもと、首脳間の共同声明やG7の枠組みで獣医当局間や研究所間の協力の重要性を指摘。
- ・また、HPAIやFMD等が継続的に発生している近隣諸国との協力関係を強化し、疾病情報の共有、防疫対策等の向上を強力に推進することにより、東アジア地域の疾病の発生拡大を防止し、我が国への侵入リスクを低減。

首脳間の共同声明

- デンマーク(2014年3月3日)
 - － 動物衛生等の分野で当局間、民間企業、研究機関間の協力の拡大の重要性を強調
- ポーランド(2015年2月27日)
 - － 獣医当局及び国立獣医研究機関の協力の進展を支持
- 中国、韓国(2015年11月1日)
 - － TADsに対処していくため協力が不可欠
- ウルグアイ(2015年11月6日)
 - － TADsに対する獣医当局及び国立獣医研究機関の協力の進展を支持
- アルゼンチン(2017年5月19日)
 - － 口蹄疫等の越境性動物疾病に関する獣医当局及び国立獣医研究機関間の協力の進展を支持

G7の協力枠組み

- G7首席獣医官フォーラム
 - － 2016年4月のG7新潟農業大臣会合宣言に基づき開催
 - 第1回: AMRをテーマとして東京で開催(2016年11月)
 - 第2回: 鳥インフルエンザをテーマとしてローマで開催(2017年10月)
 - 第3回: ASFをテーマとしてパリで開催(2019年5月)

日中韓の協力

- FMD・HPAIに関する東アジア地域シンポジウム
 - － 2011年から毎年、東アジア地域におけるTADsの拡大防止に向けた情報交換を実施(2018年(第8回)は6月に韓国で開催)
- 越境性動物疾病への対応に関する協力
 - － 3か国大臣級で署名された「越境性動物疾病への対応に関する協力覚書」(2015年9月)に基づき、情報共有等の協力を推進
- 出入国旅客の携帯品検査等の協力強化
 - － 農林水産省と中国海関総署との間で「出入国旅客の携帯品及び郵便物の検査及び検疫の強化に関する協力覚書」に署名(2019年11月)

獣医研究所間のMOU締結

- 農研機構 動物衛生研究部門(日本) 
 - ⇨2016年 3月 蘭州獣医研究所(中国)
 - ⇨2016年 3月 哈爾濱獣医研究所(中国)
 - ⇨2016年12月 ロシア連邦動物衛生センター(ロシア)
 - ⇨2017年 3月 ベトナム国立獣額研究所(ベトナム)
 - ⇨2018年 3月 ポーランド国立獣医学研究所(ポーランド)

アフリカ豚熱に対する国際協力について(ハイレベル会合等)

- アフリカ豚熱は、欧州のみならず、2018年8月にアジアで初めて中国で感染が確認され、その後、2019年1月から3月にかけてモンゴル、ベトナム、カンボジアで、5月には香港、北朝鮮で、6月にはラオスで、8月にはミャンマーで、さらに9月にはフィリピン、韓国、東ティモール、インドネシアで感染が確認されるなど、アジアでの感染が拡大。
- アフリカ豚熱の発生の拡大・まん延防止は国際的に協力して対応すべき課題であり、国際獣疫事務局(OIE)や国連食糧農業機関(FAO)などの国際機関の主導のもと、関係国が連携・協力することにより、アフリカ豚熱の発生拡大・まん延防止を図り、各国への侵入リスクを低減。

○ G20新潟農業大臣会合

- ・ 2019年5月11日～12日、吉川農林水産大臣を議長として開催されたG20新潟農業大臣会合において、OIEを含む国際機関への支援と情報共有の強化及び特にASF等の越境性動物疾病に対処するためのOIE基準の実施が重要であるとの閣僚宣言が採択。



○ G7首席獣医官会合

- ・ 2019年5月24日、第3回首席獣医官会合(フランス)において、各国におけるアフリカ豚熱や豚熱に対する防疫措置について、技術的な意見交換が実施され、アフリカ豚熱及び豚熱対策における通報の徹底やバイオセキュリティ、サーベイランス、野生動物の管理、ワクチン、国境貿易、啓発活動等について提言。



第3回首席獣医官会合 出席者代表

参加国・機関: G7各国(日本、フランス、ドイツ、イタリア、イギリス、米国、カナダ)の首席獣医官、EU、OIE、国連食糧農業機関(FAO)、世界銀行から約20名が参加(我が国からは、首席獣医官である熊谷農林水産省動物衛生課長が出席)

○ アフリカ豚熱に関するハイレベル国際会議(ベルリン農業大臣会合サイドイベント)

- ・ 2020年1月17日、ベルリン農業大臣会合(2020年1月18日、ドイツ)のサイドイベントとしてアフリカ豚熱に関するハイレベル国際会議が開催され、各国間の情報共有の強化と透明性の確保、国際的な連携と世界戦略策定の重要性、研究分野での連携を行う必要があることが確認された。各国閣僚、OIE、FAO等が参加し、我が国からは、江藤農林水産大臣が出席。



第3回首席獣医官会合 会議の様子

アフリカ豚熱に対する国際協力について(OIE等の活動)

○ OIE等の国際機関における活動

(1) OIE総会

- ・ 2019年5月26日～31日、第87回OIE総会(フランス)において、アフリカ豚熱への対応について農家等への知識啓発、農場のバイオセキュリティの強化、早期摘発等の重要性が確認され、啓発活動、バイオセキュリティの強化、透明性の確保、畜産物や動物の密輸対策、地域の連携、研究協力等に関するASF国際協力の決議が採択。

[参加国・機関: 182のOIE加盟国・地域、71の国際機関等から合計約900名が出席]

(2) OIEアジア・極東・太平洋地域総会

- ・ 2019年9月2日から6日、仙台市で開催された第31回OIEアジア・極東・太平洋地域総会において、アフリカ豚熱に対して連携して対処していくことについて確認がなされるとともに、アフリカ豚熱への協力強化に関する決議が採択。

[参加国・機関: アジア・極東・太平洋地域のメンバー、国際機関、専門家等の合計約100名が出席]

(3) OIE/FAOアジア地域アフリカ豚熱専門家会合

- ・ 2019年4月10日、第1回会合(中国)が開催され、定期的な会合を通じてアジア地域におけるアフリカ豚熱対策の技術的課題を検討していくことを確認。

[参加国・機関: 日本・中国・韓国の担当官、アジア地域及び欧州の専門家、OIE、FAO等の合計約40名が出席]

- ・ 2019年7月30日～31日、第2回会合を東京で開催し、発生状況と対策を共有するとともに、水際検疫やバイオセキュリティなどの技術的課題について議論を実施。

[参加国・機関: 日本、中国、韓国、ベトナム、カンボジア、モンゴル、台湾、ラオス、タイ、ミャンマー、フィリピン、香港の担当官、アジア地域及び欧州の専門家、OIE、FAO等の合計約50名が出席]

- ・ 2019年11月26日～28日、第3回会合(ベトナム)が開催され、発生国の発生状況と対策が共有されるとともに、関係機関とのコミュニケーションと啓発について議論を実施。

[参加国・機関: 日本、中国、韓国、ベトナム、モンゴル、台湾、ラオス、タイ、フィリピン、香港の担当官、アジア・オセアニア地域、ロシア及び欧州の専門家、OIE、FAO等の合計約50名が出席]

- ・ 2020年4月21日、第4回会合をビデオ会議にて開催し、各国の発生状況について情報共有。



第87回OIE総会 開会式の様子
(21カ国の農業省の政務が出席)



第31回OIEアジア・極東・太平洋地域総会
集合写真(1列目中央: 濱村農林水産大臣政務官)



第1回OIE/FAOアジア地域アフリカ豚熱専門家会合の様子



第2回OIE/FAOアジア地域アフリカ豚熱専門家会合
集合写真(1列目中央: 吉川農林水産大臣)

諸外国との検疫協議による輸出環境整備について

- ・ 輸出を促進するためには、動物検疫上、輸出できる国・品目を広げ、畜産物の輸出のための環境整備を図ることが重要。
- ・ 動物検疫に係る輸出解禁については、相手国への解禁要請をした後に、相手国において疾病のリスク評価がなされ、検疫条件の協議を経て、行われる。
- ・ 平成28年1月以降は、以下の国等について、輸出規制が緩和・解禁。(令和2年7月現在)

シンガポール:畜産物の携行品 輸出解禁

- ・平成28年1月:
豚肉、牛肉とこれらの加工品
- ・平成28年9月:鶏卵

<主な要件>

牛肉、 豚肉等	国内産	個人 消費	5kg 以内
鶏卵	国内産	個人 消費	30個 以内

上記を満たしたものに、動物検疫所の簡易
証明書(シール形式)を添付

<実績>

平成28年1月15日～令和2年5月31日

牛肉:約7.8億円(約42トン)

豚肉:約248万円(約0.9トン)

※動物検疫所検査実績より

台湾:牛肉の輸出解禁

- ・平成29年9月:解禁

<主な要件>

- ・厚生労働省が認定し、台湾政府
当局が承認した食肉処理施設に
由来すること。
- ・月齢30ヶ月未満の牛に由来すること。

<実績>

平成29年9月22日～令和2年5月31日

牛肉:約102億円(1497トン)

※財務省貿易統計より

オーストラリア:牛肉の輸出解禁

- ・平成30年5月:解禁

<主な要件>

- ・厚生労働省によって認定された
食肉処理施設に由来すること。
- ・月齢制限なし。

<実績>

平成30年5月29日～令和2年5月31日

牛肉:約3.9億円(74トン)

※財務省貿易統計より



日本からの畜産物の輸出に関する動物検疫の現状

1. 輸出が可能な主な品目及び国・地域

(令和2年7月2日現在)

品目		国・地域	貿易量(平成31年)
牛肉		カンボジア、香港、台湾、米国、シンガポール、EU、タイ、マカオ、ラオス、タジキスタン、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、フィリピン、豪州、UAE、サウジアラビア、インドネシア、スイス、ロシア、ニュージーランド、カタール、ミャンマー、バーレーン、モンゴル、アルゼンチン、ブラジル、バングラデシュ、ウルグアイ等	4,339トン(296億円)
豚肉		香港、マカオ、シンガポール、カンボジア、ベトナム、タイ等	1,920トン(11億円)
家きん肉		香港、カンボジア、ベトナム、シンガポール、マカオ、EU等	9,374トン(19億円)
殻付き家きん卵		香港、シンガポール、台湾、米国、韓国、EU※1、マカオ等	8,633トン(22億円)
乳製品	LL牛乳	香港、台湾、シンガポール、タイ、EU※1等	6,026トン(13億円)
	チーズ	台湾、ベトナム、香港、タイ、EU※1等	743トン(11億円)
	育児用粉乳	ベトナム、台湾、香港等、EU※1等	7,389トン(111億円)
	アイスクリームその他氷菓	台湾、中国、シンガポール、香港、米国、タイ、韓国、EU※1等	6,078トン(40億円)
牛皮		タイ、韓国、香港、ベトナム、インド、台湾等	12,804トン(10億円)
豚皮		タイ、韓国、ベトナム、カンボジア、香港等	63,791トン(36億円)

2. 輸入解禁を要請し、協議中の国・地域

資料:財務省「貿易統計」

- 牛肉:中国、韓国、ブルネイ、トルコ、イスラエル、クウェート、レバノン、南アフリカ、ペルー、チリ
- 豚肉:EU、米国、中国、台湾※2、韓国、フィリピン、メキシコ
- 家きん肉:米国、ロシア、中国、台湾、韓国、モンゴル、インドネシア、フィリピン、マレーシア、バングラデシュ、パキスタン、UAE
- 家きん卵:ロシア、中国、インドネシア、フィリピン、マレーシア、バングラデシュ、UAE
- 乳・乳製品:中国 ○牛・豚原皮:中国、台湾※2

※1 今後、厚生労働省が施設認定のための手続きを定める予定

※2 岐阜県における豚コレラの発生を受けて、台湾は日本全国からの豚肉、豚皮等の輸入を停止中

参 考 資 料

動物衛生に関する情勢

- 国際的な動物の伝染性疾病の広がりや国境を越えた物流・交通の活発化に伴い、近年これまで国内で発生が確認されていなかった疾病が発生。
- これを受け、家畜伝染病予防法を改正する等、動物衛生体制を充実。

年	できごと	
	国内	海外
1992 (H4)	01E東京事務所の開設。	イギリスでのBSE発生数がピーク。 イギリスでH5N1発生。
1996 (H8)	C S F撲滅体制確立対策事業開始。	
1997 (H9)	家伝法改正（伝達性海綿状脳症の法定伝染病化、検疫手続の電子化等）。	ドイツでC S F発生。
2000 (H12)	FMDが宮崎県等で発生、家伝法改正（わら等の動物検疫開始）。	台湾で牛でのFMD再発。
2001 (H13)	BSEが発生、家伝法改正（特定防疫指針、飼養衛生管理基準の新設等）。	イギリス、フランス、オランダ、アイルランドで FMD発生。 スペイン、ドイツでCSF発生。
2003 (H15)	牛個体識別制度の開始。消費・安全局が設置。茨城でコイヘルペスが発生。	米国でBSE発生。
2004 (H16)	HPAIが日本で発生。 家伝法改正（手当金減額措置の導入、売上減少額への助成措置等）。	ヒトでのAI (H5N1) 発症が多数報告。
2007 (H19)	C S Fの撲滅宣言、動物検疫所による水産動物検査の開始。	米国でメラミン混入の中国産蛋白質原料でペットの健康被害が発生。
2010 (H22)	FMDが宮崎県で発生、HPAIが全国各地で発生。	
2011 (H23)	家伝法改正（家畜防疫官による旅客への質問、飼養衛生管理基準の強化等）。 FMDについて01Eによるワクチン非接種清浄国への復帰の認定。	牛疫の根絶宣言。
2013 (H25)	BSEについて無視できるリスク国のステータス認定。	中国でヒトでのAI (H7N9) が発生。
2015 (H27)	C S Fについて01E清浄国のステータス認定。 農研機構動物衛生研究部門が「牛疫ウイルス所持及びワクチンの製造・保管施設」認定。	
2016 (H28)	薬剤耐性アクションプラン策定。 第2回世界獣医師会・世界医師会“One Health”に関する国際会議を福岡で開催。 農研機構動物衛生研究部門が牛疫の01Eレファレンスラボラトリーに認定。	
2017 (H29)	乳製品の動物検疫開始。	
2018 (H30)	国内で26年ぶりとなるC S Fが発生。	中国でアジア初となるA S Fが発生。
2019 (H31)	家畜保健衛生所における精度管理を開始。 畜産物の違法持ち込みへの対応の厳格化開始。	モンゴル、ベトナム、カンボジアでASFが発生。

我が国における家畜防疫体制

- (1) 国は、都道府県、動物衛生研究部門等と連携し、国内の家畜防疫に関する企画、調整、指導等を実施するとともに、動物検疫所を設置し、国際機関とも連携して輸出入検疫を実施。
- (2) 都道府県は、家畜防疫の第一線の機関として家畜保健衛生所を設置し、防疫対策を実施。国は、家畜保健衛生所の整備支援、職員の講習等を実施。
- (3) また、全国及び地方の各段階で家畜畜産物衛生指導協会等の自衛防疫団体が組織され、予防接種等生産者の自主的な取組を推進。



【我が国の家畜飼養状況】

肉用牛	4万6千戸	250万頭
乳用牛	1万5千戸	133万頭
養豚	43百戸	916万頭
採卵鶏	21百戸	1億8千万羽
ブロイラー	23百戸	1億4千万羽
平成31年2月1日現在		

自衛防疫団体

都道府県
家畜保健衛生所
168か所
(病性鑑定施設を含む)
獣医師 2,079名
(平成31年3月31日現在)
(厚) 保健所 472か所
(平成31年4月1日現在)

農林水産省
消費・安全局



動物医薬品検査所
動物衛生研究部門



動物検疫所



本所
8支所、18出張所
家畜防疫官 481名
(令和2年4月現在)

○ I E 等の国際機関



口蹄疫の発生等を踏まえた家畜伝染病予防法改正（平成23年）のポイント

○平成22年度の宮崎県における口蹄疫の発生状況や同年度の高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、家畜伝染病の「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」に重点を置いて防疫対応を強化する観点から、平成23年4月に家畜伝染病予防法を改正。

○上記改正のうち、財政支援の強化等については同年7月1日から、入国者に対する質問、飼養衛生管理基準の内容の追加、一定症状の届出義務等については同年10月1日から、それぞれ施行。

発生の予防

- ・ 家畜防疫官に、入国者に対する質問、入国者の携帯品の検査・消毒に関する権限を付与。
- ・ 平時における家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎等に入る者の身体、物品及び車両の消毒を徹底。
- ・ 飼養衛生管理基準の内容に、患畜等の焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保等の措置を追加。
- ・ 家畜の所有者に都道府県知事への家畜の飼養衛生管理状況の報告を義務付け、飼養衛生管理基準を遵守していない場合、都道府県知事は、指導・助言、勧告又は命令を実施。

早期の発見・通報

- ・ 患畜・疑似患畜の届出義務とは別に、農林水産大臣の定める一定の症状を呈している家畜の届出義務を創設。

その他

- ・ 家畜の伝染性疾患の病原体について、的確な管理を行う観点から、病原体の所持に関する許可制等を導入。

迅速・的確な初動対応

- ・ 口蹄疫のまん延防止のための最終手段として、患畜・疑似患畜以外の家畜の予防的殺処分を導入。
- ・ 家畜伝染病の発生時における家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎等から出る者の身体・車両の消毒を徹底。
- ・ 消毒ポイントを通行する者の身体・車両の消毒義務を新設。

財政支援の強化

- ・ 口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて評価額全額を交付。
- ・ 必要なまん延防止措置を講じなかった者に対する、手当金又は特別手当金の全部又は一部の不交付又は返還のルールを創設。
- ・ 都道府県が移動制限等をした場合における売上げの減少額等の補填対象となる畜種を家畜全般に拡大。
- ・ 都道府県による消毒ポイントの設置に要した費用を家畜伝染病予防費の対象に追加。

国内防疫の取組

(1) 国は、都道府県と連携して、家畜伝染病の発生予防やまん延防止のための取組を実施。

(2) 発生予防として衛生管理の徹底やサーベイランスによる発生状況の把握、ワクチン接種の指導等を実施。

(3) 疾病の発生時には、まん延を防止するため感染家畜の処分や移動制限などを実施。

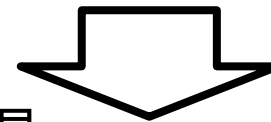
国内での具体的な取組

発生予防

- ・ 飼養衛生管理の徹底



飼養衛生
管理基準



早期発見

- ・ 発生状況の把握
(サーベイランス)
- ・ 正しい知識の普及
- ・ 早期発見・早期届出



まん延防止

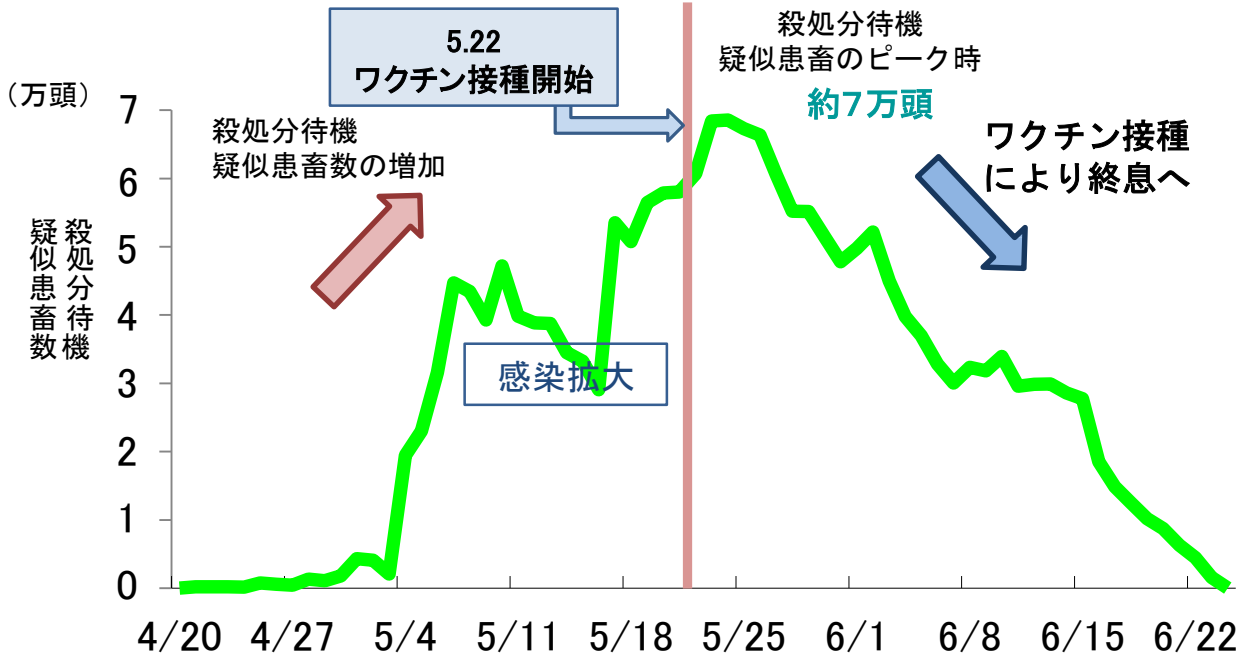
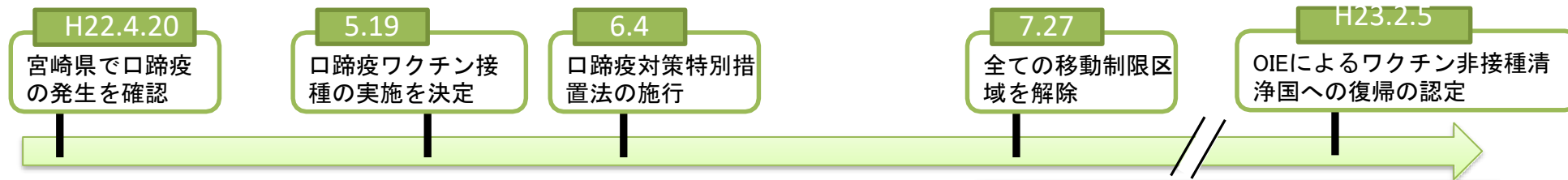
- ・ 感染家畜のとう汰
- ・ 移動の制限
- ・ 周辺農場の検査

特定家畜
伝染病
防疫指針
ほか

○ 過去の発生事例

(1) 平成22年の宮崎県における口蹄疫の発生及び防疫措置

- ・平成22年4月20日、宮崎県において我が国で10年振りに発生(292戸で発生、210,714頭を殺処分)。
- ・移動制限や感染家畜の処分、消毒等の防疫措置を実施したものの、宮崎県東部において局地的に感染が急速に拡大したことから、我が国で初めての緊急ワクチン接種を実施(ワクチン接種殺処分:87,094頭)。
- ・この結果、口蹄疫の発生は減少し、平成22年7月4日以来発生は確認されず、7月27日に全ての移動制限を解除。



○ 過去の発生事例

(2) 近年の高病原性鳥インフルエンザの発生とその対応

<平成15年度の発生> H5N1亜型(高病原性)

1～3月 山口県(1農場 約3万羽)

大分県(1農場 14羽)

京都府(2農場 約24万羽)

- ・我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生
- ・家畜伝染病予防法の改正と特定家畜伝染病防疫指針の策定
- ・「鳥インフルエンザ緊急総合対策」を取りまとめ
- ・家畜防疫互助基金の造成、経営維持資金の融通
- ・緊急ワクチンの備蓄

<平成18年度の発生> H5N1亜型(高病原性)

1～2月 宮崎県(2農場 約7万羽)

岡山県(1農場 約1万羽)

宮崎県(1農場 約9万羽)

※平成19年3月1日までに、全ての移動制限解除

- ・平成20年2月防疫指針変更(食鳥処理場等の例外措置等)
- ・養鶏農場への立入検査、衛生管理テキストの作成・普及
- ・モニタリングの強化及び早期発見・早期通報の徹底の通知

<平成22年度の発生> H5N1亜型(高病原性)

11～3月 全9県(24農場 約183万羽)

※発生状況、対応の詳細については次頁参照

<平成26年度の発生> H5N8亜型(高病原性)

4月 熊本県(1農場 約5万羽)(関連1農場 約5万羽も同様の措置)

12～1月 宮崎県(2農場 約5万羽)

山口県(1農場 約3万羽)

岡山県(1農場 約20万羽)

佐賀県(1農場 約5万羽)(関連1農場 約3万羽も同様の措置)

※平成27年2月14日までに、すべての移動制限解除

・防疫指針に基づく迅速な防疫措置を実施

<平成28年度の発生> H5N6亜型(高病原性)

11～3月 青森県(2農場 約2.3万羽)

新潟県(2農場 約55万羽)

北海道(1農場 約28万羽)

宮崎県(2農場 約28万羽)

熊本県(1農場 約9.2万羽)

岐阜県(1農場 約8.1万羽)

佐賀県(1農場 約7.1万羽)

宮城県(1農場 約22万羽)

千葉県(1農場 約6.2万羽)

平成29年4月18日までに、
すべての移動制限解除

<平成29年度の発生> H5N6亜型(高病原性)

1月 香川県(1農場 約5.1万羽)

(関連1農場 約4.0万羽も同様の措置)

※平成30年2月5日までに移動制限解除

・防疫指針に基づく迅速な防疫措置を実施

<平成17年度の発生> H5N2亜型(低病原性)

6～1月 茨城県・埼玉県(41農場 約578万羽)

- ・平成18年4月までに殺処分を終了
- ・低病原性であることを踏まえ、一定の条件を満たす農場に監視プログラムを適用
- ・平成18年12月、防疫指針に、低病原性の発生時の防疫措置を追加

<平成20年度の発生> H7N6亜型(低病原性)

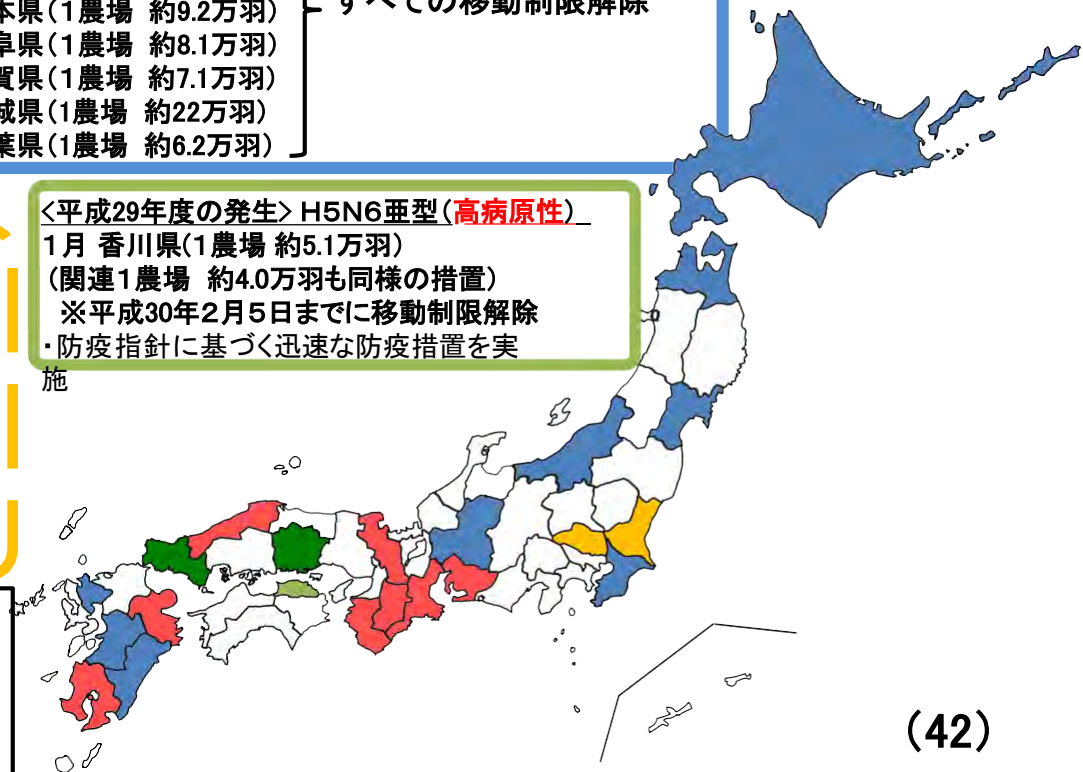
2～3月 愛知県(7農場(うずら) 約160万羽)

※平成21年5月11日までに、全ての移動制限解除

- ・全国全てのうずら農場等で立入検査を行い、陰性を確認
- ・家畜防疫互助基金対象家畜に平成21年度からうずらを追加

※野鳥における発生

- ・平成20年 全3県
- ・平成22～23年 全16県
- ・平成26～27年 全6県12例(H5N8型)
- ・平成28～29年 全22都道府県 218例(H5N6型)
- ・平成29～30年 全3都県45件(H5N6型)
- ・飼育鳥からウイルスを確認(平成30年3月30日時点)



○ 過去の発生事例

(3) 平成22年度の高病原性鳥インフルエンザの発生及び防疫措置

: 家きん
 : 家きん以外
 : 野鳥

<平成22年> 12月 富山県高岡市（動物園
 のコブハクチョウ）

<平成23年>
 2月 兵庫県加東市（公園のコブハクチョウ）
 山口県宇部市（公園のコクチョウ）

野鳥での確認事例
 全16県

<平成23年>

<<大分県>>
 2月 大分市
 （1農場 約1万羽）

<<宮崎県>>
 1月 宮崎市（佐土原町）、
 新富町、都農町、川南町、
 延岡市（北川町）、
 高鍋町、宮崎市（高岡町）
 2月 高千穂町、都農町、
 門川町、宮崎市（高岡町）、
 延岡市（北浦町）
 3月 門川町
 （13農場 約102万羽）

<<鹿児島県>>
 1月 出水市
 （1農場 約8,600羽）

家きんでの発生事例
 全9県 24農場 約183万羽

<平成22年> 11
 月 島根県安来市
 （1農場 約2万羽）

<平成23年>
 3月 千葉県千葉市
 （2農場 約97,000羽）

<平成23年>
 <<奈良県>> 2
 月 奈良県五條市
 （1農場 約10万羽）

<<和歌山県>>
 2月 紀の川市
 （1農場 約12万羽）

<平成23年>
 <<愛知県>>
 1月 豊橋市
 2月 新城市
 （2農場 約17万羽）

<<三重県>>
 2月 紀宝町
 南伊勢町
 （2農場 約31万羽）

<発生への対応>

- ① 平成22年11月の島根県での発生に際し、初めてウイルス分離の結果を待たずに、症状及びPCR検査の結果から、迅速に疑似患者と判定し、殺処分等の初動防疫を開始
- ② 発生時には、大臣を本部長とする高病原性鳥インフルエンザ対策本部を開催し、以下のような対応方針を決定
 1. 防疫指針に基づき、当該農場の飼養家きんの焼埋却、移動制限区域の設定等を実施
 2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施
 3. 発生農場周辺を消毒するとともに、主要道に消毒ポイントを設置
 4. 政務三役が発生都道府県と密接に連絡
 5. 農林水産省の専門家を現地に派遣
 6. 動物検疫所から「緊急支援チーム」を現地に派遣
 7. 疫学調査チームを現地に派遣
 8. 全都道府県に対し、高病原性鳥インフルエンザの早期発見・早期通報に関する通知を発出
 9. 関係府省と十分に連携を図りつつ、正確な情報提供に努める
- ③ 発生農場を中心とする移動制限区域内の農場について、感染確認検査で全て陰性を確認した後、条件付きで卵の出荷を許可（最短で発生の3日後には卵の出荷を再開）
- ④ 感染確認検査の結果を踏まえ、防疫指針に基づき移動制限区域の縮小（半径10km→5km）と搬出制限区域の設定（半径5～10km）を実施
- ⑤ 移動制限区域・搬出制限区域内の家きん飼養農家全戸について、清浄性確認のための検査で全て陰性を確認した後、搬出制限区域を解除（移動制限区域は継続）
- ⑥ 移動制限区域内で新たな発生が認められなければ、発生農場の防疫措置が完了した日から21日が経過した時点をもって、移動制限を解除

※ 全てH5N1亜型

(参考) 厚生労働省によるBSE対策の見直し

厚生労働省は、国内のBSEの対策や発生状況を考慮し、食品健康影響評価を受けた上で、国内の検査体制、SRMの範囲、牛肉等の輸入条件といった管理措置の見直しを順次進めている。

BSEに係る国内措置及び国境措置の概要

	月齢基準	SRMの範囲
国内措置	◎平成13年10月18日施行:全頭を対象としたBSE検査 ◎平成17年8月1日施行:21か月齢以上 ◎平成25年4月1日施行:30か月齢超 ◎平成25年7月1日施行:48か月齢超 ◎平成29年4月1日施行:検査廃止(健康牛)	◎平成13年10月18日施行: ・全月齢の頭部、脊髓、脊柱、及び回腸遠位部 ◎平成25年4月1日施行: ・全月齢の回腸遠位部及び扁桃 ・30か月齢超の頭部(舌、頬肉、皮及び扁桃を除く)、脊髓及び脊柱
国境措置(輸入牛肉等に対する要件)	◎平成17年12月12日施行: ・米国:20か月齢以下 ・カナダ:20か月齢以下 ◎平成25年2月1日施行: ・米国:30か月齢未満 ・カナダ:30か月齢以下 ・オランダ:12か月齢以下 ・フランス:30か月齢以下 ◎平成25年12月2日施行: ・アイルランド:30か月齢以下 ◎平成26年8月1日施行: ・ポーランド:30か月齢以下 ◎平成27年6月23日施行: ・オランダ:30か月齢以下 ◎平成28年2月2日施行: ・ノルウェー:30か月齢以下 ・デンマーク:30か月齢以下 ◎平成28年2月26日施行: ・スウェーデン:30か月齢以下 ◎平成28年5月2日施行: ・イタリア:30か月齢以下 ◎平成28年7月5日施行: ・スイス:30か月齢以下 ・リヒテンシュタイン:30か月齢以下 ◎平成29年9月29日施行: ・オーストリア:30か月齢以下 ◎平成31年1月9日施行: ・英国:30か月齢以下 ◎令和元年5月17日施行: ・米国、カナダ、アイルランド:月齢制限撤廃 ◎令和2年1月15日施行: ・スペイン:30か月齢以下 ◎令和2年8月7日施行: ・フランス:月齢制限撤廃	◎平成17年12月12日施行: ・頭部、脊髓、脊柱及び回腸遠位部 ◎平成25年2月1日施行: ・(全月齢)回腸遠位部、扁桃、(30か月齢超)頭部(舌、頬肉除く)、脊髓、脊柱 (米国、カナダ、フランス、オランダ)
	◎平成27年12月21日施行: ・ブラジル:48か月齢以下 ※対日輸出は、歯列確認により36か月齢以下と判別される牛肉のみ	◎平成27年12月21日施行: ・回腸遠位部、扁桃、頭部、脊髓及び脊柱(左記輸入月齢の牛について)

厚生労働省の諮問内容(平成23年12月)

以下の場合のリスクを比較:

1 国内措置

(1)検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合。

(2)SRMの範囲

頭部(扁桃を除く)、脊髓及び脊柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合。

2 国境措置 (米国、カナダ、フランス、オランダ)

(1)月齢制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合※。

(2)SRMの範囲

頭部(扁桃を除く)、脊髓及び脊柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合。

※ フランス、オランダについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合。

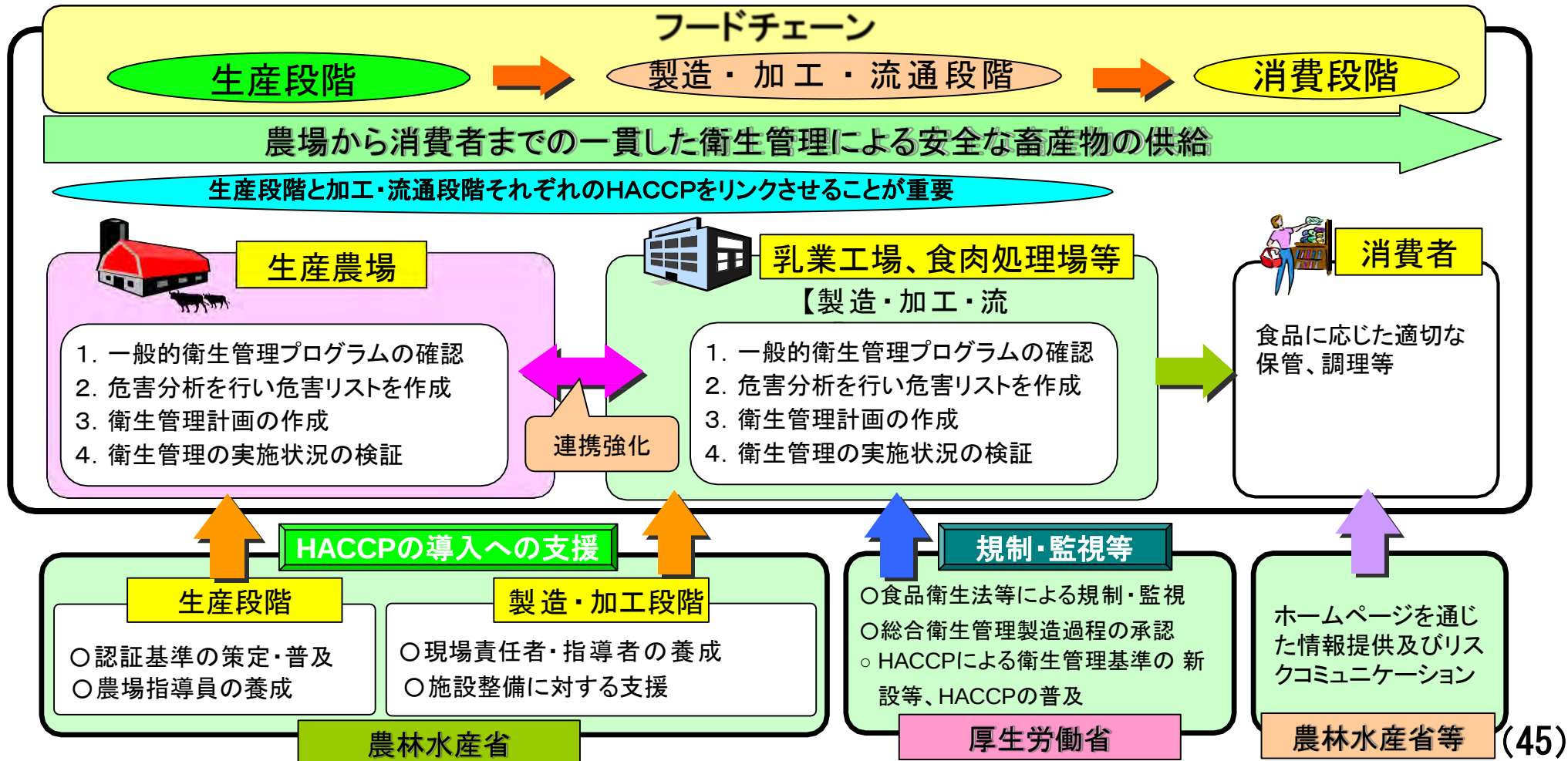
3 上記1及び2を終えた後、国際的な基準を踏まえ、さらに月齢制限(上記1(1)及び2(1))を引き上げた場合。

国境措置に関する諮問対象国(上記4か国以外)

・アイルランド、ポーランド(平成25年4月)
 ・ブラジル(平成25年4月)・スウェーデン(平成27年1月)
 ・ノルウェー(平成27年2月)・デンマーク(平成27年3月)
 ・スイス・リヒテンシュタイン(平成27年5月)
 ・イタリア(平成27年9月)・オーストリア(平成28年9月)
 ・英国(平成29年8月)・スペイン(平成31年3月) (44)

我が国畜産物の安全の確保について

- ・ 畜産物による健康被害を防止するため、生産段階等や地域が連携し、食卓に届くまでの一貫したリスク低減のための衛生管理(フードチェーンアプローチ)が必要
- ・ このため、農林水産省においては、生産段階及び製造・加工段階に対する衛生管理の推進のための支援を実施



動物検疫の取組

(1) 目的

- ① 家畜伝染病予防法に基づく家畜の伝染性疾患の侵入防止
- ② 狂犬病予防法や感染症法に基づく狂犬病等の人獣共通感染症の侵入防止
- ③ 水産資源保護法に基づく水産動物の伝染性疾患の侵入防止

(2) 体制

- ① 動物衛生課において海外情報を収集し、輸入禁止措置、輸入時の衛生条件等の設定、対日輸出施設の査察等を企画・実施。
- ② 動物検疫所(横浜本所のほか、全国に8支所・18出張所を設置)において、家畜伝染病予防法等に基づき指定された港及び空港において輸出入動物及び畜産物等の検査及び検査に基づく措置を実施。

【動物検疫所の配置と指定港】



(2020年10月現在)

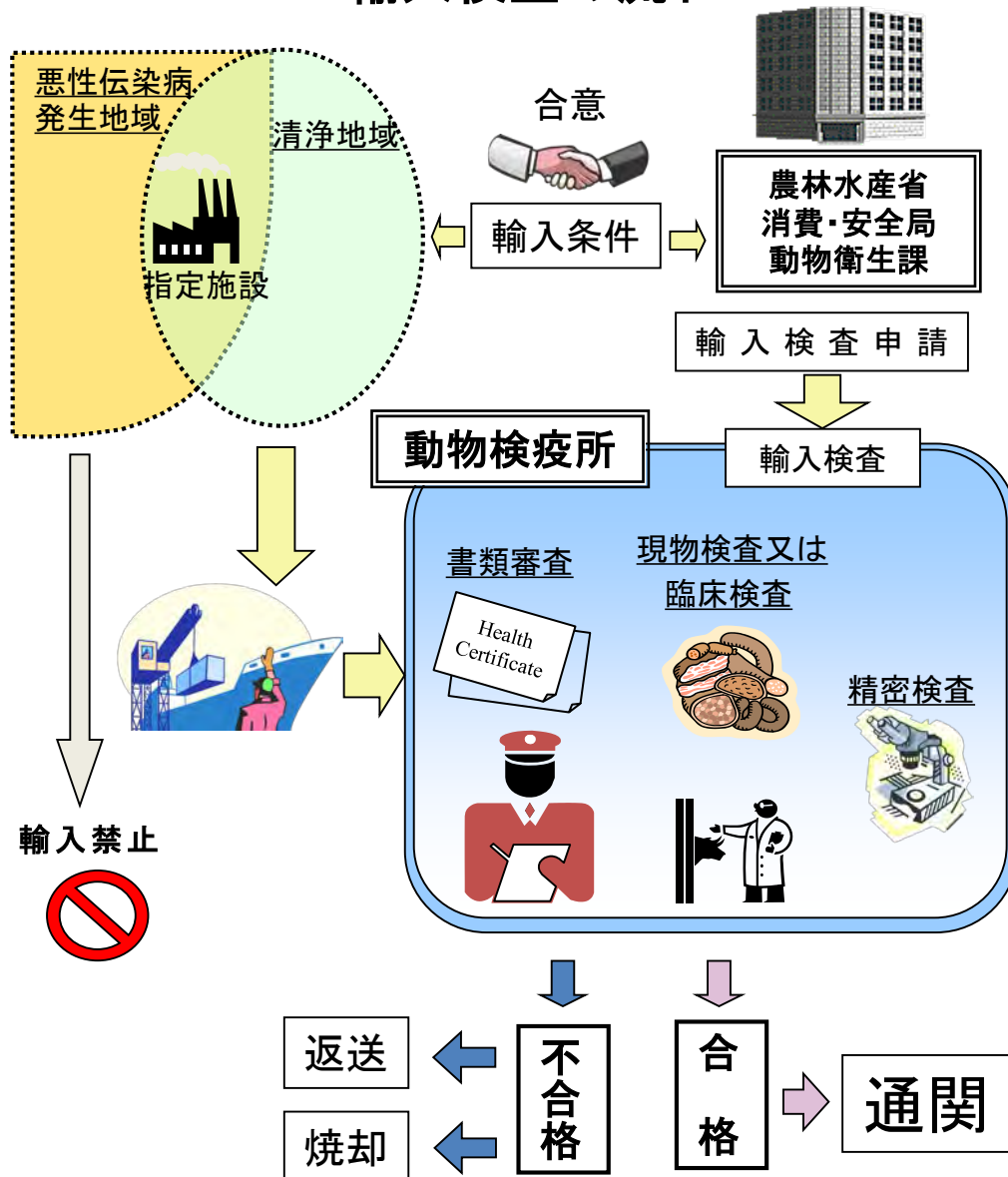
【家畜防疫官数、機関数の推移】

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
家畜防疫官数(人)	372	373	376	394	402	416	435	460	481	491
機関数(か所)	24	24	24	25	25	25	25	25	27	27

注:定員は年度末定員。

動物検疫の仕組み

輸入検査の流れ



○ 検疫の対象となる動物の係留期間

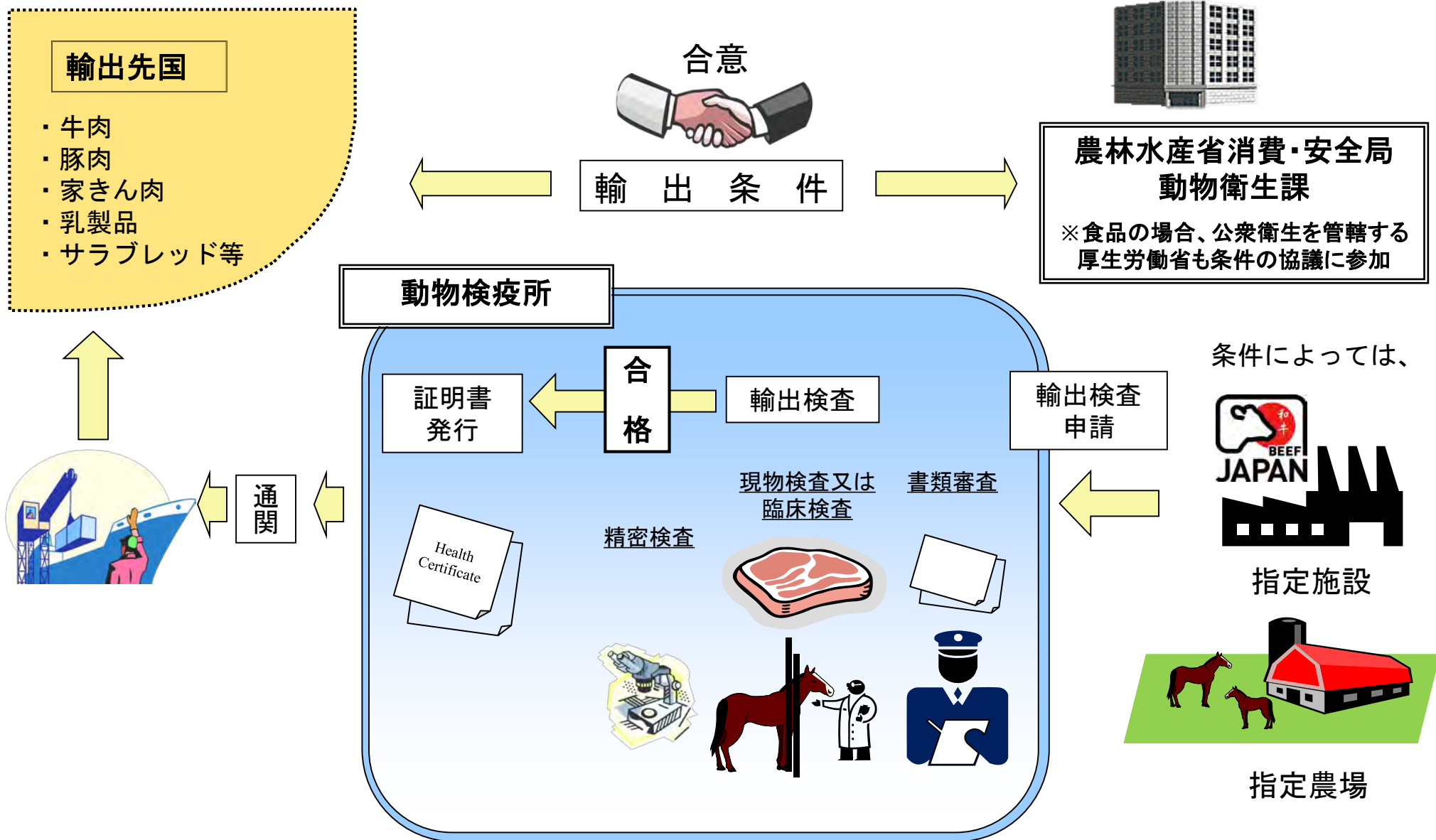
	輸入	輸出
牛・豚などの偶蹄類の動物	15日	7日
馬	10日	5日
鶏、うずら、きじ、ダチョウ、 ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類	10日	2日
初生ひな	14日	2日
犬等	12時間以内 ～180日	12時間以内
サル	30日	*
兎など上記以外の動物	1日	1日

* 法的規制なし

○ 検疫の対象となる畜産物(上記動物由来)等

- (1) 卵
- (2) 骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器
- (3) 骨粉、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉
- (4) 生乳、乳等、精液、受精卵、未受精卵、糞及び尿
- (5) ハム、ソーセージ及びベーコン
- (6) 穀物のわら及び飼料用の乾草

輸出検査の流れ



動物衛生課の組織・関係法律

動物衛生課の組織

消費・安全局

動物衛生課

- ・ 総括及び総務班
- ・ 保健衛生班

家畜防疫対策室

- ・ 防疫企画班
- ・ 防疫業務班
- ・ 調査分析班
- ・ 病原体管理班

国際衛生対策室

- ・ 国際衛生企画班
- ・ 多国間調整班
- ・ リスク分析班
- ・ 輸出検疫環境整備班
- ・ 輸入検疫企画班
- ・ 査察調整班
- ・ 検疫業務班

動物衛生課関係法律

法律名	概 要
家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号)	家畜の伝染性疾病の発生予防、家畜伝染病のまん延防止、輸出入検疫等により、畜産の振興を図る。
狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)	狂犬病の発生予防、まん延防止及び撲滅により、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)(平成10年法律第114号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生予防及びまん延防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。
家畜保健衛生所法 (昭和22年法律第233号)	家畜の伝染病の予防、家畜の保健衛生上必要な試験・検査等に関する事務を行うことにより、地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資する。
牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)	BSEの発生予防及びまん延防止のための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉の安定的な供給体制を確立し、もって国民の健康保護及び生産者、関連事業者等の健全な発展を図る。

ビジョン・ステートメント

わたしたち農林水産省は、

いのち
生命を支える「食」と安心して暮らせる「環境」を
未来の子どもたちに継承していくことを使命として、

常に国民の期待を正面から受けとめ

時代の変化を見通して政策を提案し、

その実現に向けて全力で行動します。

農林水産省